

## 別紙2 機器等の搬入・引渡し等の条件

- 1 機器等は、全て別紙1に記載されたものとし、同等品の使用は認めない。  
ただし、同一メーカーの後継品の使用は認めることとする。この場合、メーカーによる後継品証明書を添付すること。
- 2 機器等は、沖縄県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等の構築等作業を実施する事業者（以下「構築事業者」という。）の指示に従い、指定場所に機器搬入を行うこと。  
※構築事業者  
名称 日本電気株式会社沖縄支店  
住所 那覇市久茂地 2-2-2  
連絡先 080-2204-2210（担当者 梅谷）
- 3 機器は、構築事業者による作業完了後、全国ネットワーク及び県内ネットワークとの接続を確認し、令和7年11月30日までに引き渡すこと。
- 4 機器等のうちハードウェアには、下記の事項を表記した標識（シール）を貼付すること。標識を貼付する機器の範囲、貼付個所等については別途調整するものとする。
  - (1) 導入年度
  - (2) 沖縄県市町村課行政班
  - (3) 型式・製造番号
  - (4) リース開始年月日
- 5 応札に当たっては、5年分の保守費も見積ること。